

総務常任委員会記録

令和5年4月5日（水）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

令和5年4月5日 日程

日次	月日	摘要
第1日	4月5日(水)	案件 専決処分事項の報告について 〔報告、質疑〕

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫

国保年金課健康保険係長 下村志保

税務課長 佐々木利博

税務課長補佐兼市民税係長 北三希子

税務課固定資産税係長 有馬健次

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

専決処分事項の報告について

[報告、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

排ガス性能や燃費性能に優れた自動車に対して、自動車税を軽減するグリーン化特例の電気自動車等を取得した場合における種別割の現行の軽減措置等について、適用期間を3年間延長するものでございます。

次に、固定資産税に関するものです。

1点目が、中小企業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るため、中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づいて、一定の機器・装置を取得した場合に固定資産税を軽減する特例措置の創設です。

令和4年度までは同様の措置がございまして、特例は条例で定めることとなっており、課税標準の特例率をゼロとしておりましたが、改正により、地方税法で定められることになり、3分の1となりました。

次に2点目が、長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに係る税額軽減措置の創設になります。

管理計画認定等の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する大規模改修工事を期間内に実施した場合に、家屋に係る固定資産税の軽減を行うものでございます。

対象マンションとしましては、築後20年以上が経過している10戸以上のマンション。

次に、長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施していること。

また、長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保していることとなります。

対象工事は、令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に完了した長寿命化工事とされており、申請は工事完了後3か月以内に申請することとなっております。

このような改正のほか、地方税法をはじめとする根拠法令の改正に伴う項ずれや文言の整理を行っております。

専決処分の承認につきましては、次回の議会で改めて御報告させていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

それでは、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について御報告申し上げます。

総務常任委員会参考資料の4ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

改正の主な内容につきましては、2点ございます。

1点目は国民健康保険税の賦課限度額の改正で、表に記載のとおり、後期高齢者支援金等

課税分の賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。

なお、基礎課税分及び介護納付金課税分につきましては、据置きとなっております。

5ページをお願いいたします。

2点目につきましては、国民健康保険税の軽減措置の改正で、表に記載のとおり、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、国保加入者数に乗すべき金額を現行28万5,000円から29万円に。

2割軽減におきましては、現行52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、7割軽減につきましては、据置きとなっております。

改正の施行日は令和5年4月1日となっております。

なお、専決処分につきましては、専決処分後の直近の議会で承認をいただくことになっておりますので、現在のところ来る6月定例会に専決処分の承認についての議案をお願いする予定でございます。

以上、御報告とさせていただきます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認しておきたいことなどがありましたらお受けしたいと思いますが、よろしいですか。

松隈清之委員

委員会のときにも聞いたんですけど、マンションのやつって、詳しいことは分かりましたか。どうやってこれを把握するのかとか、申請が必要なのかとか。

佐々木利博税務課長

もともとが国土交通省のほうから資料が出ております。マンション関係の資料が出ておまして、対象マンションとしては、令和3年9月以降に計画の認定基準未満から認定基準以上に修繕積立金を引き上げた場合のみがこれに該当するというので、通常のマンションでは、最初から管理計画等がつくられておるとは思いますけれども、その中で物価上昇とかで、管理計画以上に積立金がなくなって、ないとかといった場合に、その計画を見直して初めて積立金が、それ以降もちゃんと管理できるという計画に見直した場合に該当するような形になります。

で、この期間が令和5年4月1日から令和7年3月31日というのは、工事が完了した日がこの期間に当たることになっております。

この認定は、県とか市が管理計画を認定するという形になります。

以上となります。

松隈清之委員

ということは、把握しているってことですね。

佐々木利博税務課長

今のところまだ把握はしていない形です。

松隈清之委員

把握していないっていうか、要は県とか市が認定したところが対象ってことでしょう。

ということですよ。

だから、今から新たに増えるってことはなくて、既に認定されているところだけが対象っていう理解だとすると、もう把握できているってことですよ。

今の時点でもう既に認定されているってことだから。

佐々木利博税務課長

管理計画を見直して、さらに認定を受けるという形になりますので、今から申請されて認定を受けるといったこともあります。

ですので、今認定されているところがっていうことではないです。

尼寺省悟委員

さっき国保について話があったけど、賦課限度額が上がることによって、値上げの対象者の数と軽減の対象者、その数を教えてください。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

今回の賦課限度額の改正による影響でございますけれども、改正前から改正後で21世帯増えまして、改正後が147世帯となります。限度額の約300万円の増ということになっております。

軽減措置の拡充による影響につきましては、5割、2割の軽減拡充によりまして、59世帯の増となります。4,821世帯から4,880世帯となって増えます。軽減額につきましては、170万円ほどが増額となります。

以上でございます。

中村直人委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で専決処分事項の報告を終わります。

ありがとうございました。

なお、委員の皆さんだけ残っていただいて、その他の協議をしますので、よろしくお願いたします。(発言する者多数あり)



中村直人委員長

それでは一応、委員会を閉会いたしまして、そしてその後、副委員長のほうからの提案をさせていただきますので、よろしくお願したいと思います。

以上で総務常任委員会を閉会いたします。

午前10時18分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長 中 村 直 人

